

兵庫県公報

令和5年10月20日 金曜日 第458号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
公 告	
○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
病院局公告	
○ 入札公告	6

告 示

兵庫県告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
かねしろ歯科クリニック	宝塚市中筋4-8-28	金城 南浩	宝塚市中筋4-8-28	令和4年7月1日
医療法人社団仙齢会はりま病院	加古郡播磨町北野添2-1-15	医療法人社団仙齢会	加古郡播磨町北野添2-1	令和5年8月1日

兵庫県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ロジケアあしや	芦屋市大原町4-10	株式会社ロジケア	芦屋市大原町4-10	所在地
訪問看護ステーション はが	宍粟市波賀町上野215-1	医療法人社団翠輝会	宍粟市波賀町上野215-1	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
豊岡市社会福祉協議会豊岡 訪問入浴介護事業所	豊岡市上陰137-1	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	豊岡市城南町23-6
城崎・竹野地域包括支援センター	同 市城崎町湯島625-9	同上	同上
日高地域包括支援センター	同 市日高町祢布891-2	同上	同上
出石・但東地域包括支援センター	同 市出石町福住1302	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会福祉 用具レンタル事業所	同 市竹野町須谷1478	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会竹野 南デイサービスセンター	同 市竹野町森本631	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会但東 ケアプランセンター	同 市但東町出合433-1	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会城崎 デイサービスセンター	同 市城崎町湯島625-9	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会日高 中央デイサービスセンター	同 市日高町祢布891-2	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会城崎 ヘルパーステーション	同 市城崎町湯島625-9	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会但東 ヘルパーステーション	同 市但東町出合433-1	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会日高 西ヘルパーステーション	同 市日高町頃垣40	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会日高 八代デイサービスセンター	同 市日高町中406-1	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会豊岡 港デイサービスセンター	同 市気比2435	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会豊岡 西デイサービスセンター	同 市上陰137-1	同上	同上
豊岡市社会福祉協議会豊岡 ケアプランセンター	同上	同上	同上

兵庫県告示第1071号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年10月4日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	太市西部地区	令和5年10月20日から 同 年11月9日まで	姫路市役所 太子町役場

兵庫県告示第1072号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
奥金近	佐用郡	佐用町	奥金近	尾崎	649番1の一部、650番1、651番1、651番8、653番、653番1、654番、656番1の一部、659番、661番、662番1、662番2、663番1から663番3まで、673番21の一部、673番22、673番23の一部、673番24、678番3の一部、663番1から663番3に至る地先の水路敷
奥金近(2)	佐用郡	佐用町	奥金近	山田 吉谷 尾崎	537番、538番、542番1の一部、537番から542番1に至る地先の道路敷の一部、537番から542番1に至る地先の水路敷の一部 614番1の一部、643番の一部、644番 645番、646番1、648番1の一部、673番28の一部、673番29、673番30、673番35の一部、673番36の一部

公 告

税務職員身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

種類	番号	交付年月日	紛失年月日
徴税吏員証	第AB9011号	平成31年4月1日	令和5年9月26日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 飾磨ショッピングセンター
 - 所在地 姫路市飾磨区恵美酒236番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
エスケーホールディングス株式会社	姫路市亀山231番地2	金城裕満
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村浩一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
 - 名称 (仮称) 飾磨ショッピングセンター
 - 所在地 姫路市飾磨区恵美酒236番 ほか
 - イ 変更後
 - 名称 飾磨ショッピングセンター
 - 所在地 姫路市飾磨区恵美酒236番 ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
エスケーホールディングス株式会社	姫路市亀山231番地2	金城裕満
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村禎史

 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
エスケーホールディングス株式会社	姫路市亀山231番地2	金城裕満
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村浩一
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村禎史
株式会社スギ薬局	愛知県安城市二本木町二ツ池30番地10	杉浦広一
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗原勝利
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村浩一
株式会社ゲオ	名古屋市中区富士見町8番8号	吉川恭史

株式会社セリア

岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

河合映治

4 変更年月日

令和5年7月6日ほか

5 届出年月日

令和5年9月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年10月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月20日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 飾磨ショッピングセンター

所在地 姫路市飾磨区恵美酒236番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
エスケーホールディングス株式会社	姫路市亀山231番地2	金城裕満
株式会社西松屋チェーン	姫路市飾東町庄266番地の1	大村浩一

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時
株式会社スギ薬局	午前10時	午後10時
株式会社セリア	午前9時	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時
株式会社ゲオ	午前9時	翌午前1時
株式会社セリア	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前1時30分まで

4 変更年月日

令和5年10月13日

5 届出年月日

令和5年9月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年10月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月20日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

ボイラー更新工事

(2) 工事場所

兵庫県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 管工事

老朽化した既設ボイラー設備（炉筒煙管方式）の更新

(4) 施工期間

着工の日から令和6年3月31日（日）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日
令和5年11月下旬予定
- (9) 支払条件
ア 前払金 有
イ 中間前払金 有
ウ 部分払 有
履行期間中1回以内とする。
エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有
- 2 応募方法
単独企業による。
- 3 入札参加資格
財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 資格要件
ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。
ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。
エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
オ 兵庫県神戸県民センター管内に管工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和5年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級に格付けされており、かつ、社会貢献評価点数の合計が70点以上の者に限る。
カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社山本設計
(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。
イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。
ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更

することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和5年10月20日（金）から同年11月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話（078）341-7711 内線3464

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

令和5年10月20日（金）から同月30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和5年10月20日（金）から同年11月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和5年11月7日（火）から同月10日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年11月13日(月)午後2時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束す

るものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。

(4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。